組織犯罪対策部		
交通局		
警備局		
外事情報部	三一七人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
警備運用部	一八四人	
情報通信局	二一二人	
計	二六九人	
	一三三人	
	三八六人	
	二、五六三人	うち、一、四五二人は、警察官とする。
合計	八、〇二四人	うち、二、一九〇人は、警察官とし、九四〇人は、皇宮護衛官とする。

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

組織犯罪対策部		
交通局		
警備局		
外事情報部	三一七人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
警備運用部	一八四人	
情報通信局	二一二人	
計	二六九人	
	一三三人	
	三九三人	
	二、五七〇人	うち、一、四五二人は、警察官とする。
合計	八、〇三一人	うち、二、一九〇人は、警察官とし、九四〇人は、皇宮護衛官とする。

［同上］